

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
PCR等検査体制強化事業	新型コロナウイルス検査を行う病院の開設者、民間検査機関	検査機器等購入費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 新型コロナウイルス検査を行うために必要な次のPCR検査機器等の購入及び借入れ ①次世代シーケンサー ②リアルタイムPCR ③等温遺伝子増幅装置 ④全自動化学発光酵素免疫測定装置	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有する者に限る）等及び付帯する備品の借入れ	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ①初度設備費 133,000円×知事が必要と認めた病床数 ②人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円×知事が必要と認めた台数 ③個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ④簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 ⑤簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 ⑥体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000円×知事が必要と認めた台数 ⑦医療用シェルター等（簡易病室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①初度設備費 ②人工呼吸器及び付帯する備品の購入及び借入れ ③個人防護具の購入 ④簡易陰圧装置の購入及び借入れ ⑤簡易ベッドの購入及び借入れ ⑥体外式膜型人工肺及び付帯する備品の購入及び借入れ ⑦医療用シェルター等（簡易病室）及び付帯する備品の購入及び借入れ	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業	知事が新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者のうち、協力医療機関、重点医療機関以外の医療機関の開設者（一般医療機関）	次により算出された額の合計額 ①稼働病床及び休止病床の確保料別添1（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添2（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関（協力医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ○稼働病床及び休止病床の確保料別添1（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添2（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ○稼働病床及び休止病床の確保料別添1（3）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添2（3）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	重点医療機関として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者、及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ①超音波画像診断装置 11,000,000円 ×知事が必要と認めた台数 ②血液浄化装置 6,600,000円 ×知事が必要と認めた台数 ③気管支鏡 5,500,000円 ×知事が必要と認めた台数 ④CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 66,000,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑤生体情報モニタ 1,100,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑥分娩監視装置 2,200,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑦新生児モニタ 1,100,000円 ×知事が必要と認めた台数	当該年度に係る 重点医療機関等において高度かつ適切な医療を提供するために必要な次の経費 ①超音波画像診断装置の購入及び借入れ ②血液浄化装置の購入及び借入れ ③気管支鏡の購入及び借入れ ④CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）の購入及び借入れ ⑤生体情報モニタの購入及び借入れ ⑥分娩監視装置の購入及び借入れ ⑦新生児モニタの購入及び借入れ	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関施設整備支援事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関として知事が指定した医療機関の開設者	1医療機関あたり 20,000千円	当該年度に係る 令和3年6月1日以降、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を新たに中等症・軽症者用病床3床以上又は重症者用病床1床以上増床するために必要な施設整備費	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
救急・周産期・小児医療機関設備整備等支援事業	新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療する医療機関として県が登録した救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	<p>（設備整備等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 133,000円×知事が必要と認めた病床数 ・個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ・簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 ・簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 ・簡易診療室※及び付帯する備品 実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応）1医療機関当たり 905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数 ・消毒経費 実費相当額 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関） 1医療機関当たり300,000円 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器（周産期又は小児医療を担う医療機関） 1,500,000円×知事が必要と認めた台数 <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>	<p>当該年度に係る 疑い患者が救急・周産期・小児医療機関を受診した場合においても診療できるよう体制確保に必要な次の経費</p> <p>（設備整備等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 ・個人防護具の購入 ・簡易陰圧装置の購入及び借入れ ・簡易ベッドの購入及び借入れ ・簡易診療室※及び付帯する備品の購入及び借入れ ・HEPAフィルター付空気清浄機の購入及び借入れ ・HEPAフィルター付パーテーションの購入及び借入れ ・消毒経費 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品の購入及び借入れ（救急医療を担う医療機関） ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器の購入及び借入れ（周産期又は小児医療を担う医療機関） 	10/10以内	<p>医療政策課 026-235-7131</p> <p>感染症対策課 026-235-7378</p>
医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣等する医療機関の開設者	別添3のとおり	<p>当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料）</p> <p>※新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業については、上記に加え、次の経費も対象とする 需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料</p>	10/10以内	<p>感染症対策課 026-235-7378</p> <p>薬事管理課 026-235-7157 ※薬剤師の派遣に関すること</p>
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	医療従事者を派遣等する医療機関の開設者	<p>医師 1人1時間当たり 7,550円</p> <p>医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円</p>	<p>当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費等（賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金）</p>	10/10以内	<p>感染症対策課 ワクチン接種体制整備室 026-235-7319</p>
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（職域接種分）	新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施する中小企業等の代表者及び大学等の設置者	接種回数×1,000円	<p>当該年度に係る 職域接種の実施に係る経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）</p> <p>※別に定めるものに限る。</p>	10/10以内	<p>感染症対策課 ワクチン接種体制整備室 026-235-7319</p>
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 <p>※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。</p>	<p>当該年度に係る 医療従事者の宿泊費、食糧費等</p>	10/10以内	<p>感染症対策課 026-235-7378</p>

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
特殊勤務手当 支援事業	新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を支給する医療機関の開設者	1人当たり 4,000円/日 ※ただし、医療機関の実支給額が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る 医療機関が職員向けに支給する特殊勤務手当費	1/2以内	医師・看護人材確保対策課 026-235-7144
新型コロナウイルス感染症外国人患者受入体制確保事業	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関の開設者	1医療機関当たり 10,000千円	当該年度に係る 外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費 ※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は補助対象外	10/10以内	医療政策課 026-235-7131
休業等医療機関等継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小となった病院・医科診療所の開設者	次により算出された額の合計額 ①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1台当たり905千円 ※1施設当たりの上限2台 ②消毒費用等 1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る 診療等の継続・再開に必要な次の経費 ①HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ②消毒費用等	1/2以内	医療政策課 026-235-7131
	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小となった歯科診療所の開設者	1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る 診療等の継続・再開に必要な消毒費用等		保健・疾病対策課 026-235-7141
	新型コロナウイルス感染症により休業・営業縮小となった薬局の開設者 ※中学校区に1件のみ所在する薬局	次により算出された額の合計額 ①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1台当たり905千円 ※1施設当たりの上限1台 ②消毒費用等 1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る 診療等の継続・再開に必要な次の経費 ①HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ②消毒費用等		薬事管理課 026-235-7157

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。